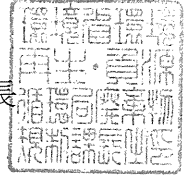


平成 30 年 4 月 19 日

一般社団法人日本医療法人協会

会長 加納 繁 照 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長



水銀血圧計等の回収促進に向けた御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 8 月に水銀に関する水俣条約が発効され、当条約では水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理されることとされています。

医療機関等において使用されなくなった水銀血圧計等の退蔵品については、第 189 回国会において採決された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」においても、「将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましい」ことが示されています。

環境省の取組として、平成 26 年度より医療機関における水銀血圧計等回収事業に係る計画策定等の技術的な支援を行う事業（以下「回収促進事業」という。）を実施しており、今年度も引き続き医療機関からの水銀血圧計等の回収に関する問合せ等に対して技術的な助言等により支援を実施する予定です。

つきましては、環境省の取組を御理解の上、貴団体の傘下会員に回収促進事業への御協力に関して周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、問合せにつきましては、下記のとおり環境省の「平成 30 年度水銀血圧計等回収促進業務」の請負者である株式会社リーテムに御連絡くださるよう併せて周知お願い申し上げます。

お忙しい中恐れ入りますが、御理解・御協力のほどよろしく願いいたします。

記

水銀血圧計等の回収に関する問合せ先

請 負 者：株式会社リーテム

電 話：03-5256-7041

担 当：サステイナビリティ・ソリューション部 菅間、本間、柳

対応期間：平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 29 日まで

支援内容：水銀血圧計等の回収全般に関する問合せへの技術的な助言等

以上